

仕様書

1 件名

令和5年度オンライン商談プラットフォーム「Tokyo Tourism Connection」を活用した
オンラインイベント運營業務委託

2 事業目的

東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）では、都内観光関連事業者（以下「都内事業者」という。）への支援強化の一環として、オンラインでの商談用プラットフォーム「Tokyo Tourism Connection」（<https://tokyotourismconnection.jp/> 以下「TTC」という。）を活用し、都内事業者が海外現地の観光関連事業者（以下「現地事業者」という。）とのネットワーク構築を図る機会を提供するとともに、旅行先としての東京の魅力を具体的かつ効果的に発信している。

本事業では、現地事業者のTTC登録促進を目的として、オンラインファムトリップ等によるオンラインイベントを実施する。現地事業者に対して、都内を実際に訪問したかのような体験を提供し、旅行地としての東京の魅力を具体的に発信することで、訪都旅行商品造成及び販売促進を図る。

また、本イベントの実施によりTTCのコンテンツを充実させることで、その有益性の認知度を高め、より積極的な活用につなげる。現地事業者による都内事業者への積極的なアプローチを実現し、双方にとって有益なビジネス成立を本事業全体の目的とする。

3 履行期間

令和5年9月5日(火)から令和6年3月29日(金)まで

4 履行場所

TCVBの指定する場所

5 オンラインイベント実施概要

- (1) 対象市場：欧米。特にフランスをメインターゲット、北米をサブターゲットとした欧米全般のTTC登録及びイベント参加促進を図ること。
- (2) 参加対象：上記(1)対象市場現地事業者。特に訪都・訪日旅行商品の取扱いに積極的であるか関心が高いことが望ましい。
- (3) 日程：令和6年1月までをイベント実施時期の目安として、対象市場の現況を踏まえて、効果的な実施日を設定し、広告配信も含め、全体のスケジュールを提示すること。
- (4) 実施時間：1回30分程度。合計2回。時差を考慮し参加する現地事業者及びTCVBや都内事業者が無理なく視聴できる時間帯を設定すること。
- (5) 実施方法：オンラインによる事前収録動画の生配信（日時指定配信）を想定。
- (6) 使用言語：英語

イベント実施当日の進行やアンケート等の配布資料を含めて全て英語で行うこと。

6 全体運営

本オンラインイベント運営業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、上記「2 事業目的」の達成に向け、以下を行うものとする。

(1) イベントの企画・実施について

- ア オンラインファムトリップ等の企画・実施・撮影及び映像制作
- イ 現地事業者の参加促進・調整（広告配信等）
- ウ オンラインイベントの実施（生配信）
- エ 本イベント参加者（現地事業者）へのアンケート実施
- オ 事務局の設置
- カ 運営マニュアルの作成
- キ 参加者に配布する資料の作成
- ク 記録写真の撮影
- ケ 報告

(2) 事業の運営方針・実施体制について

- ア 全体の進行管理を行うこと。作業行程表・スケジュール等を作成し、TCVB の承認を受けた工程表に基づき業務を遂行すること
- イ 事業の実施体制を明確にすること。窓口となる担当者を複数名設置の上、各担当者の役割分担を明確にし、TCVB に通知すること。
- ウ 写真や動画利用にあたっては、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- エ 都及び TCVB と会議を行う際は、議事録を作成すること。
- オ 本委託においては、業務の履行にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。また、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況や観光関連事業者の活動状況の情報収集に努め、状況に応じた対応を行うこと。
- カ 業務の詳細については、事前に TCVB と協議の上決定すること。

7 委託内容

(1) オンラインファムトリップ等の企画・実施・撮影及び映像制作

現地事業者による旅行商品造成・販売のために有益な情報を提供できるように、以下に記載の項目を踏まえて、東京の最新の魅力を伝えるオンラインファムトリップ等を企画・実施すること。

主として事前に収録した新規撮影素材で構成するとともに、必要に応じて既存のプロモーション映像等も活用して、イベント映像を制作すること。ライブ感のある映像を織り交ぜながら臨場感のあるオンラインツアーを演出し、東京の魅力を PR する。また、そのために、バーチャル空間やデジタルによる特殊効果の活用など効果的な最新のグラフィッククリエイティブ技術があれば、できるだけ導入すること。

ア 都内観光スポットの選定と構成

紹介する観光施設等を選定し、以下テーマ案を参考に、ファムトリップを中心としたオンラインイベントを構成すること。なお、ツアー造成時に商品として組み込むことが可能なスポットやエリアを前提とし、特にリアルで開催するファムトリップでは、限られた時間の中で紹介が難しいエリアやコロナ禍に開業した最新スポット等を中心とし、送客時に有益な情報も併せて盛り込むこと。

- ・テーマ案：交通、ホテル、観光・レジャー施設、文化体験等
- ・有益な情報のコンテンツ案：駐車場スペース、チケットのオンライン予約方法等
- ・構成案：1回のファムトリップにおいて、少なくとも2箇所程度の観光施設や体験スポット等を紹介する構成とすること。事前に構成案をTCVBと協議の上、撮影施設を決定する。
- ・1回30分程度の映像を合計2本制作すること。

イ 都内事業者との調整

紹介する観光施設等を運営する都内事業者等と配信に関する以下の項目に関する調整を行うこと。

- ・リハーサルや収録当日の出演及び関係各所への許可申請（取材場所の調整・著作権処理等）
- ・紹介する内容
- ・撮影する映像の構成案

ウ MC及び撮影現場における進行スタッフの手配

イベント全体を進行するMCを手配すること。英語はネイティブレベルであり、日本語でもコミュニケーションが取れることが望ましい。必要に応じて、紹介施設等の現場においてもMCもしくはそれに準じる進行スタッフを手配すること。

エ その他

本事業の取材から映像配信に係る一切の許認可・届出・調整等を行うこと。

(2) 現地事業者の参加促進・調整（広告配信等）

本オンラインイベントをTTC上で生配信する際に視聴する現地事業者の参加を募るため、広告配信や既存のビジネスパートナー等の現地ネットワークを活用し、積極的に参加を促すこと。また、必要に応じて都とTCVBが設置している東京観光レップと連携すること。

- ・参加予定者へ本オンラインイベントの開催案内を行う（実施概要・資料配布等）。
- ・参加申し込み状況は、適宜、TCVBへ共有すること。
- ・参加予定者にTTCの登録を促す施策を実施すること。
- ・参加予定人数及び参加者数の目標値を設定すること。参加予定人数は事前申込者数とし、参加者数は生配信当日の動画視聴者数とする。

(3) オンラインイベントの実施（生配信）

オンラインファムトリップ等をTTC上でイベントとして実施すること。事前収録映

像を、日時を指定して配信する想定である。実施をする際に TTC 運營業務委託事業者との連携をすること。なお、現状想定している実施方法は以下のとおりだが、計 2 本の映像を配信する方法を工夫すること。

※アップロード作業及びイベント当日の配信作業は TTC 運營業務委託事業者が行う想定である。但し、より効率的且つ効果的な実施方法の提案がある場合は、それを妨げない。

- ・TTC 専用 YouTube チャンネルに事前収録映像をアップロードする。
- ・TTC 上に今後設置するイベントページに YouTube リンクを埋め込み、所定時間に動画が自動配信されるよう設定をする。
- ・所定時間までは静止画が公開される想定なため、適切なサムネイル画像を作成するなど、サイト上でのデザインも考慮すること。

(4) 本イベント参加者（現地事業者）へのアンケート実施

オンライン上でアンケートを実施し、回答を回収、分析して報告書に含むこと。アンケートの設問は、回答者に負担の少ない簡単なものを想定している。

(5) 事務局の設置

本事業を遂行するにあたり事務局を設置し、以下の対応を行うこと。

- ア 本オンラインイベントを視聴するための登録や操作のサポートをすること。
- イ 登録者の管理をし、生配信時の問合せ、トラブル等の対応をすること。

(6) 運営マニュアルの作成

本事業の関係者用に、取材や配信当日の運営マニュアルを作成すること。開催概要、事務局連携体制、進行シナリオ、リスク対応などを含むこと。

(7) 参加者に配布する資料の作成

ファムトリップで紹介する施設・スポット・体験等の概要紹介資料を作成し、必要に応じてイベント実施前もしくは実施後に本イベント参加者へ配布すること。なお、資料には、商品造成・販売に必要な情報を含むこと。

(8) 記録写真の撮影

記録のため、また、本オンラインイベント実施に関する都及び TCVB の広報活動等に用いるため、配信の様子を静止画で撮影し、画像データを納品すること。

(9) 報告及び納品

以下のとおり、報告書類等の提出及びデータを納品すること。

ア 業務完了届

別紙 1 「委託完了届」を提出すること。

イ 納品物

①実施報告書

- ・A4 版縦、横書きカラーで作成し、電子データ（PDF）を納品すること。
 - ※目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議の上、決定する。
- ・イベントごとに参加者数等、数値をまとめ、分析結果についても記載すること。
- ・TTC 登録促進のため実施した広告の成果を盛り込むこと。

②事前収録映像

アーカイブ化を前提としたデータ形式で映像データを納品すること。

※サムネイル画像は、16:9（横：縦）の比率で、長辺 1000px 以上の JPEG または PNG 画像とする。サムネイル画像を上記映像データに設定するとともに、別途納品すること。

③その他、本事業で制作を行ったもの

(10) 都及び TCVB の観光プロモーションコンセプト及びアイコンの活用について

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙2「東京のブランディング戦略（概要）」のとおり、ブランドコンセプトを定めた。本事業においては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、新たに決定したアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old Meets New」（以下「アイコン」という。）に込められたメッセージを深く理解の上、実施にあたること。なお、アイコン及びキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

【アイコン公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

本事業においては、TTC の認知度向上を優先するが、上記アイコンの使用が効果的である場合は、適切に使用すること。必要に応じて、アイコンデータ等は別途支給する。

8 本業務委託料の支払い

受託者への支払は、別紙1「委託完了届」等による TCVB 担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

9 個人情報の保護等

(1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

(2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

ア TTC 等を通じて得たもので、申請またはログインされたユーザーの氏名/連絡先/メールアドレス/プロフィールなど。

イ TCVB 職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど。

ウ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（顧客番号/IP アドレスなど。）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(3) 本事業の遂行にあたり、下記 11 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させ

る事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

1 0 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 1 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。その場合でも、主要な業務の再委託は行わないこと。

1 2 秘密の保持

受託者は、TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

上記 1 1 に定める TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1 3 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、TCVB と別途協議の上、処理すること。
- (2) その他手配条件が変更となることがある。その場合、TCVB と受託者が協議の上、変更する。
- (3) 別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を参照の上、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。
- (4) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、TCVB は本事業を中止する場合がある。
- (5) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

1 4 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部

電話：03-5579-2683

以上